

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月9日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
【英訳名】	Advantage Risk Management Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥越 慎二
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 神谷 学
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 神谷 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第3四半期連結 累計期間	第17期 第3四半期連結 累計期間	第16期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (千円)	1,928,062	1,962,115	2,689,742
経常利益 (千円)	77,819	125,592	269,941
四半期(当期)純利益 (千円)	12,349	59,728	124,450
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	10,836	60,969	123,366
純資産額 (千円)	1,348,361	1,497,975	1,462,151
総資産額 (千円)	2,274,827	2,516,678	2,578,657
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	1.48	7.05	14.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1.42	6.84	14.30
自己資本比率 (%)	59.3	59.3	56.7

回次	第16期 第3四半期連結 会計期間	第17期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.50	6.10

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社が保険代理店として代理店委託契約を結んでいる損害保険会社及び生命保険会社については、別表に記載しているとおりとなっております。

別表：代理店委託契約状況

損害保険会社との代理店契約（18社）

あいおいニッセイ同和損害保険	朝日火災海上保険	アトラディウス信用保険
アメリカンホーム医療・損害保険	A I U 損害保険	エース損害保険
カーディフ損害保険	共栄火災海上保険	コファスジャパン信用保険
損害保険ジャパン日本興亜	チューリッヒ保険	東京海上日動火災保険
日立キャピタル損害保険	フェデラル・インシュアランス・カンパニー	
富士火災海上保険	三井住友海上火災保険	明治安田損害保険
ユーラーヘルメス信用保険		

生命保険会社との代理店契約（9社）

I N G 生命保険	アクサ生命保険	アメリカンファミリー生命保険
オリックス生命保険	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	
第一生命保険	東京海上日動あんしん生命保険	三井住友海上あいおい生命保険
メットライフ生命保険		

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費者マインドの低下を背景に個人消費に弱さがみられる一方、企業収益が大企業製造業を中心に好転の兆しを示し、また、雇用情勢が引き続き改善傾向を辿る等、緩やかな回復基調が継続いたしました。

このような経済状況において、当社は、将来の成長を見据え、メンタリティマネジメント事業においては、昨年6月19日に国会で成立し、本年12月1日より施行されることとなった「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づくストレスチェック義務化に対応する新しいサービスの開発と商品ラインナップの整理、販売チャネルの開拓、法制化対応セミナーの開催等、法改正を踏まえた新たなサービス提供体制の構築に取り組みました。また、就業障がい者支援事業においては、保険分野で有力企業との取引基盤を有するマーケットホルダーとの連携強化によるGLTD（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓を推進いたしました。

当期間の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業および就業障がい者支援事業の売上高伸長がリスクファイナンス事業の減収を吸収し、全体として増収となりました。

費用面につきましては、引き続き既存および新規サービス拡大のための各種投資を進めておりますが、前年同期に発生した一過性のコストが解消されたこと等により、経費負担が減少いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,962百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は123百万円（前年同期比60.5%増）、経常利益は125百万円（前年同期比61.4%増）、四半期純利益は59百万円（前年同期比383.6%増）となりました。

報告セグメントの業績は以下の通りです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、当期間、労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック義務化への対応を最優先課題と位置づけ、改正法の下での企業のメンタルヘルス対策を支援するためのサービス提供体制の構築に注力いたしました。具体的には、メンタルヘルスケアの既存コア商品「アドバンテッジタフネス」をベースとする法制化対応商品「アドバンテッジタフネス スタンダード」（本年4月リリース予定）等、新商品の開発に取り組んだほか、法制化対応セミナーを開催して本年12月の法改正施行に照準を合わせた新規顧客開拓活動を推進いたしました。法制化対応セミナーにつきましては、東京・大阪ほか主要都市で開催した直販マーケット向けの当社主催セミナーで参加社数が従前に比して数倍規模に達し、また、チャネル経由マーケット向けに開催した販売パートナーとの共催セミナーでは1,000社超の参加があり、両マーケットにおける見込み客のニーズ把握とコンタクトが進捗いたしました。なお、当社は、昨年10月、改正法施行に向けた厚生労働省の検討会において、ストレスチェックと面接指導の実施方法等についてメンタルヘルス専門事業者の立場から意見を求められました。

当期間の売上高につきましては、「アドバンテッジタフネス」、人材採用適性検査「アドバンテッジインサイト」に加えて、前期より新たに提供を開始したメンタルヘルスに対応できる産業医・産業保健師の業務委託サービスの売上が伸長いたしました。一方で、中国事業からの撤退および旧来型サービスの契約満了等による収入減があり、全体としては微増となりました。

費用面につきましては、ストレスチェック義務化等に対応する各種投資を行った一方、前年同期に発生した様々な新しい取組のための追加コストの解消、中国事業関連の費用減少、採用手数料減少等の結果、経費負担は前年同期並みとなりました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は1,137百万円（前年同期比0.8%増）、営業損失は118百万円（前年同期は営業損失120百万円）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におけるGLTDの新規顧客開拓につきましては、企業ニーズに適時に対応できるように担当企業制を導入し、マーケットホルダーとの連携強化を通じた効果的かつ効率的な営業展開を図りました。後者の連携活動に関しましては、連携先である保険会社、大手保険代理店あるいは大企業グループ内の保険代理店からの紹介先が順調に増加して協働関係が深化しておりますが、当期間におきましては、引き続き一層の関係強化に努めました。また、GLTDの既存顧客につきましては、引き続き加入者数増加のための諸施策を実施し、募集ツールの改良等に取り組んだほか、グループ企業へのGLTD制度導入の提案を推進いたしました。

その結果、当期間の売上高につきましては、新規契約獲得および既存顧客からの加入者数増加が売上伸長に寄与いたしました。

費用面につきましては、システムおよび営業体制強化に伴うコスト増加があった一方、メンタリティマネジメント事業と同様に採用手数料減少等の要因があり、全体としての経費負担は前年同期並みとなりました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は540百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益は249百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

（リスクファイナンス事業）

主に個人を対象として保険商品を販売しております当事業におきましては、売上高につきましては想定どおりの減少水準にとどまった一方、費用面につきましては、オペレーション業務の改善等、当事業の一層効率的な運営を行うための各種施策を推進してコスト抑制に取り組みました。

これらの結果、リスクファイナンス事業の売上高は283百万円（前年同期比4.5%減）、営業利益は241百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産額は前連結会計年度末より61百万円減少し、2,516百万円となりました。流動資産は45百万円減少し、1,432百万円となりました。これは主に、一部サービスにおいて、代金回収条件が前受けとなっていることにより現金及び預金が増加した一方で、保険代理店として契約者から領収した保険料にあたる保険代理店勘定が減少したことによるものです。固定資産は16百万円減少し、1,083百万円となりました。これは主に無形固定資産が償却により減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債は前連結会計年度末より97百万円減少し、1,018百万円となりました。流動負債は86百万円減少し、997百万円となりました。これは主に、一部サービスにおいて、代金回収条件が前受けとなっていることによる前受収益の増加があった一方で、保険代理店として契約者から領収した保険料にあたる保険料預り金が減少したことによるものです。固定負債は11百万円減少し、21百万円となりました。これは主に、長期借入金返済により減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末より35百万円増加し、1,497百万円となりました。これは主に、当第3四半期連結累計期間の経営成績の結果により利益剰余金が増加したことによるものです。

なお、保険会社に帰属する保険料で当社の口座に残高のあるものについては、保険代理店勘定及び保険料預り金として対照勘定処理を行っております。これらを除いた場合の自己資本比率は64.7%となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,250,000
計	18,250,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,492,700	8,502,700	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	8,492,700	8,502,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年9月18日
新株予約権の数(個)	1,290
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,092
新株予約権の行使期間	自 平成29年9月19日 至 平成32年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,642 資本組入額 821
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)

1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿

に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,092円とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の又はを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再

編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

以下に準じて決定する。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日 (注1)	28,000	8,492,700	1,400	281,569	1,400	243,072

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ500千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,462,900	84,629	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	8,464,700	-	-
総株主の議決権	-	84,629	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数50個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社の保有の自己株式が50株含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
(株)アドバンテッジリスク マネジメント	東京都目黒区上目黒 二丁目1番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	472,029	630,381
受取手形及び売掛金	505,377	486,882
保険代理店勘定	408,185	208,780
繰延税金資産	48,173	29,512
その他	44,250	77,172
流動資産合計	1,478,016	1,432,728
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	77,974	87,182
減価償却累計額	51,870	58,381
建物及び構築物(純額)	26,103	28,801
工具、器具及び備品	141,781	141,476
減価償却累計額	103,704	109,567
工具、器具及び備品(純額)	38,077	31,909
有形固定資産合計	64,181	60,710
無形固定資産		
のれん	500,045	452,641
ソフトウェア	363,411	340,216
ソフトウェア仮勘定	8,291	74,149
その他	52,697	43,581
無形固定資産合計	924,446	910,588
投資その他の資産		
投資有価証券	3,581	3,581
敷金及び保証金	103,772	104,023
その他	4,658	5,045
投資その他の資産合計	112,012	112,650
固定資産合計	1,100,640	1,083,949
資産合計	2,578,657	2,516,678

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	150,000	150,000
1年内返済予定の長期借入金	16,320	16,320
未払法人税等	55,362	-
前受収益	194,433	297,592
保険料預り金	408,185	208,780
事務所移転損失引当金	-	1,266
賞与引当金	79,529	47,830
資産除去債務	-	10,886
その他	180,121	264,739
流動負債合計	1,083,952	997,414
固定負債		
長期借入金	13,360	1,120
繰延税金負債	4,595	7,067
資産除去債務	14,596	13,100
固定負債合計	32,552	21,287
負債合計	1,116,505	1,018,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,169	281,569
資本剰余金	231,763	233,163
利益剰余金	948,474	974,345
自己株式	163	163
株主資本合計	1,460,244	1,488,914
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,907	3,148
その他の包括利益累計額合計	1,907	3,148
新株予約権	-	5,912
純資産合計	1,462,151	1,497,975
負債純資産合計	2,578,657	2,516,678

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	1,928,062	1,962,115
売上原価	507,093	440,227
売上総利益	1,420,969	1,521,887
販売費及び一般管理費	1,343,825	1,398,083
営業利益	77,144	123,804
営業外収益		
受取配当金	1,261	1,191
為替差益	1,495	2,421
未払配当金除斥益	91	110
その他	111	152
営業外収益合計	2,958	3,875
営業外費用		
支払利息	2,282	2,088
その他	0	-
営業外費用合計	2,283	2,088
経常利益	77,819	125,592
特別損失		
事務所移転損失引当金繰入額	-	1,266
減損損失	9,280	-
特別損失合計	9,280	1,266
税金等調整前四半期純利益	68,538	124,326
法人税、住民税及び事業税	35,278	44,153
法人税等調整額	20,911	20,444
法人税等合計	56,189	64,597
少数株主損益調整前四半期純利益	12,349	59,728
四半期純利益	12,349	59,728

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	12,349	59,728
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,513	1,240
その他の包括利益合計	1,513	1,240
四半期包括利益	10,836	60,969
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,836	60,969
少数株主に係る包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	111,701千円	119,032千円
のれんの償却額	47,404	47,404

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	33,243	200	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	33,857	4	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナン シング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,129,449	501,243	297,369	1,928,062
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	1,129,449	501,243	297,369	1,928,062
セグメント利益 又は損失()	120,380	215,833	243,982	339,435

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	339,435
全社費用(注)	262,291
四半期連結損益計算書の営業利益	77,144

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等の販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

「メンタリティマネジメント事業」において、中国におけるメンタリティマネジメント事業からの撤退に伴い、当該事業で利用していたソフトウェア等については使用しない見込みとなりましたので、当該資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。当該事象による当第3四半期連結累計期間の減損損失の計上額は、9,280千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナン シング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,137,997	540,242	283,874	1,962,115
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	1,137,997	540,242	283,874	1,962,115
セグメント利益 又は損失()	118,044	249,363	241,905	373,224

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	373,224
全社費用(注)	249,419
四半期連結損益計算書の営業利益	123,804

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等の販売費及び一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円48銭	7円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	12,349	59,728
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	12,349	59,728
普通株式の期中平均株式数(株)	8,348,688	8,468,607
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1円42銭	6円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	334,306	263,891
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	第5回新株予約権 なお、この概要は、「第3提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田 道春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。